

建設工事にかかる 競争入札参加資格更新手続要領

【随時更新用】

久留米市総務部契約課

久留米市競争入札参加資格 更新手続きについて

I 更新手続きの概要

1. 対象者

久留米市建設工事入札参加有資格者名簿に登載されている方で、久留米市発注工事の入札に参加を希望される方のうち、直近の1月以降に更新申請を行っていない方（直近の1月以降に建設工事の競争入札参加資格申請（随時申請）を行った方は本手続きは不要です）。

なお、直近の1月以降に既に更新手続きを行っている方は翌年1月まで更新手続きができません。

※ 上記以外、有資格者名簿登載者以外の方は、本手続きの対象ではありません。

※ 有資格者名簿登載者以外で入札参加を希望される方は、競争入札参加資格申請（随時申請）を行ってください。

2. 更新手続きの内容

(1) 「総合評点」の確定

有資格者名簿登載者の「総合評点」を決定します。 このため、以下を確認させていただきます。

- ・ 申請日現在有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の総合評定値（P点）
- ・ 主観点（市内に主たる営業所を有する方のみ）

(2) 入札参加希望業種・順位の変更

入札参加希望業種・順位の変更を受付けます。

3. 更新手続きの方法

電子申請システムを活用した書面での届出とします。電子申請システムより出力した届出書に必要書類を添付して郵送してください。（書面のみの提出は、受け付けません）

(1) 更新手続き期間

電子申請システムの利用可能期間	令和3年4月1日（木）から令和3年12月28日（火）まで ※システム利用時間等の制限はありません。 ※時間的余裕をもってご利用ください。
届出書類の提出期限	電子申請日の翌月10日（休日等の場合は、翌開庁日消印有効） ※電子申請システムへの入力終了後、印刷した届出書に添付書類を添えた書類一式を市へ提出していただく期限です。 ※電子申請システムの入力が終了しても届出書一式が、この期限までに市に到着しない場合、書類審査は致しません（未届となります）

(2) 届出書類の提出方法

一般書留、簡易書留、レターパックプラスなど、信書が送付可能かつ受領確認を要する方法で郵送してください。 窓口を持参された場合、その場での書類審査は行いません。

(3) 提出先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市 総務部 契約課（工事チーム）
TEL 0942-30-9171 FAX 0942-30-9713
E-mail: keiyaku@city.kurume.fukuoka.jp

(4) 更新手続きの審査及び有資格者名簿の公表

申請内容や書類に不備がある場合、必要に応じて補正指示等を行います。令和3年度の有資格者名簿は電子申請日の翌々月の1日に市公式ホームページで公表しますのでご確認をお願いします。

有資格者名簿の掲載場所

「入札契約情報」→「競争入札参加有資格者（工事・業務委託等）」→「登録業者一覧（建設工事）」

II 電子申請の方法

(1) 電子申請マニュアル

本要領（1～8 ページ）の後ろに添付している、「建設工事入札参加資格更新手続き 電子申請マニュアル」を参照し入力してください。

※令和3年4月1日以降入力可能となります。

Ⅲ. 提出書類

【提出書類一覧】

以下の書類を番号順に並べて提出のこと。(○は必須、△は該当者のみ)

番号	提出書類	コピーの可否	押印の要否	備考	市内	準市内	市外
1	競争入札参加資格更新届出書	不可	要	電子申請システムで印刷後押印	○	○	○
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	可	不要		○	○	○
3	主観点調査にかかる確認資料	可	不要	該当者のみ提出	△		
4	営業所一覧表（建設業許可申請時に提出した委任先の営業所を含むもの）	可	不要	入札等権限を委任する場合に提出		○	△

(※) 市内：久留米市内に主たる営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所。以下同じ。）を有する申請者

準市内：久留米市内に主たる営業所以外の営業所を有する者で、当該営業所に入札等権限を委任する申請者

市外：久留米市外に主たる営業所を有する者で、準市内申請者以外の申請者

1. 競争入札参加資格更新届出書

(1) 電子申請システムから印刷し、押印したもの

2. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

申請日現在有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

3. 主観点調査にかかる確認資料 [市内業者のみ]

※加点を希望される場合のみ

(1) ISO等の取得 [各5点]

申請日現在有効な ISO9000 シリーズ、ISO14000 シリーズ、エコアクション 21 の登録証の写し。ただし、ISO14000 シリーズとエコアクション 21 はいずれかのみ加点。

(2) 防災協定締結組合への加入 [10点]

久留米市と防災協定を締結している組合への加入証明書。(参考として加入証明書のひな型を7ページに添付。申請日以前3ヵ月以内に発行されたもの。写し可)

(3) 障害者雇用 [5点]

申請日現在、障害者を雇用していることを証する次の書類。

① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

② 雇用届出調書(8ページに添付)

(4) 子育て支援・男女共同参画推進 [5点]

申請日現在有効な、福岡県の「子育て応援宣言」登録証の写し

(5) 重機・建設機械保有 [最大5点]

決算期ごと（事業年度経過後4ヵ月以内）に管轄の県土整備事務所へ提出している貸借対照表（法人であれば様式第15号、個人であれば様式第18号）の写し

※ 提出する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日と同一のものを提出すること

※ 自社様式の貸借対照表は不可

(6) 消防団員雇用・消防団協力事業所

① 消防団員の雇用 [5点]

申請日現在、消防団員を雇用していることを証する次の書類。

- ・在団証明書の写し（3ヶ月以内に発行されたもの）
 - ・雇用届出調書（8ページに添付）
- ② 久留米市消防団協力事業所の認定 [5点]
- 申請日現在有効な、久留米市消防団協力事業所表示証交付書の写し。
ただし、①と②はいずれかのみ加点。
- ※ 消防団在団証明及び消防団協力事業所表示交付書に関しては、久留米市消防団本部（久留米広域消防本部庁舎3階：東櫛原町999-1 電話：0942-38-5160）にお問い合わせ下さい。

IV 申請に関する留意事項

(1) 虚偽記載等への厳正な対応

記載内容及び提出書類が事実と異なるものであると判明したときは、必要に応じて指名停止等の措置を行うことがあります。

(2) 電子入札システム登録のお願い

以下の業種の入札は電子入札で行っています。現在本市の電子入札システムに登録されていない方は、本申請と合わせて電子入札システムに登録をお願いします。

【電子入札対象業種】

土木・建築・とび・電気・管・舗装・塗装・防水・機械器具設置・造園・水道施設・解体

<1> 久留米市公式ホームページ・トップページ



久留米市公式ホームページ・トップページから、「オンラインサービス」の「電子入札」をクリックし、「電子入札システムポータル」ページ内のマニュアルを参照の上、同ページ内の「電子入札システム」から入力を行ってください。



<2> 久留米市電子入札システムポータルページのアドレス

http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1100online/2010denshi_nyusatsu/index.html

(3) 申請内容の変更があったら

申請内容に変更が生じたときは、すみやかに変更届を提出して下さい。(市公式ホームページから様式をダウンロードし、郵送又は窓口へ提出をお願いします。)

(4) 入札参加希望業種の変更により、新たに「管工事」を希望される方 [市内業者のみ]

入札指名等の参考とするため、該当がある場合は、変更届(上記3)により、以下の資料を漏れなく提出して下さい。

- ・ 「久留米市指定給水装置工事事業者証」の写し(申請日現在有効なものに限る)
- ・ 「久留米市下水道排水設備指定工事店証」の写し(申請日現在有効なものに限る)
- ・ 福岡県への「特例浄化槽工事事業者届出書(受付印のあるもの)」の写し、または、福岡県の「特例浄化槽工事事業者登録簿謄本」の写し

業 種 分 類 表

許可及び経営事項審査を受けている業種	業種コード	建設工事の内容
土木一式工事	10 01	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事 (補修、改造、又は解体する工事を含む。以下同じ。)
建築一式工事	10 02	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
大工工事	10 03	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事
左官工事	10 04	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事
とび・土工 コンクリート工事	10 05	イ. 足場の組立て、機械器具・建設建材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ. くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ. 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ. コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ. その他基礎的ないしは準備的工事
石工事	10 06	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事
屋根工事	10 07	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
電気工事	10 08	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
管工事	10 09	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して、水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
タイル・れんが ブロック工事	10 10	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事
鋼構造物工事	10 11	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事
鉄筋工事	10 12	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事
ほ装工事	10 13	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、採石等によりほ装する工事
しゅんせつ工事	10 14	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
板金工事	10 15	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事
ガラス工事	10 16	工作物にガラスを加工して取付ける工事
塗装工事	10 17	塗料、塗材等を工作物に吹付け、又ははり付ける工事
防水工事	10 18	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
内装仕上工事	10 19	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
機械器具設置工事	10 20	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事
熱絶縁工事	10 21	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
電気通信工事	10 22	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
造園工事	10 23	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事
さく井工事	10 24	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事
建具工事	10 25	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事
水道施設工事	10 26	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
消防施設工事	10 27	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事
清掃施設工事	10 28	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事
解体工事	10 29	工作物の解体を行う工事

年 月 日

防災協定締結組合への加入証明書

組合名称

代表者

印

以下の者は、当組合に加入していることを証明する。

商号又は名称 _____

久留米市長
久留米市企業管理者 殿

雇用届出調書

住所
名称
代表者名

実印

以下の者を申請日現在、現に雇用していることを証明します。

なお、この届出調書に記載された事項に虚偽が判明した場合は、落札決定の取り消し、指名停止等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

氏名	生年月日	該当する主観点項目
	昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 障害者の雇用 <input type="checkbox"/> 消防団員の雇用
	昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 障害者の雇用 <input type="checkbox"/> 消防団員の雇用

※主観点項目に該当する者を記載すること。

(一つの主観点項目に該当する者を複数人雇用している場合はいずれか1名を記載すること。)

電子申請にあたって

以下を必ず最後まで読んで入力を始めてください。

(1) システムへのログイン

※ 「ID」「パスワード」が必要になります。

① パスワード設定済みの方 (P2～)

入札参加資格登録・更新(前回申請)時に、パスワードを設定された方(①平成31年1月申請者(定期申請者)または②令和2年12月までに更新手続きをされた方が該当)は、IDと当該パスワードを利用してログインしてください。

パスワードを失念された方は、**(A) パスワード再登録**(P3～)を行って下さい。

② パスワード未設定の方 (P4～)

入札参加資格登録申請(前回申請)時に、パスワードを設定せずに申請された方(令和2年4月以降の入札参加資格登録申請者(随時申請者))は、まず**(B) パスワード変更**(P4～)をお願いします。その後ログインをお願いします。

(2) 電子申請 (P5～)

以下の項目の入力を行います。

- ・ 「基本項目」のうち、本社情報を除く、■申請箇所、■申請箇所の所在地、■支社(委任先)
- ・ 「経審・業種・主観点」の全項目(入札参加希望業種・順位、経営規模等評価結果の総合評定値、主観点(市内業者のみ)、「必要書類」の申請担当者など)

※ システムへのログイン時に表示される情報は、本社情報(商号、住所、本社連絡先)のみで、その他は空欄となっています。

※ 本社情報が現在の情報と異なる場合、または、基本項目ページの各項目が現在の届け出内容から変更となっている場合は本手続きとは別に変更届をご提出ください。

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2010nyuusatsu/3020k-sanka/naiyohenkou-koji.html>

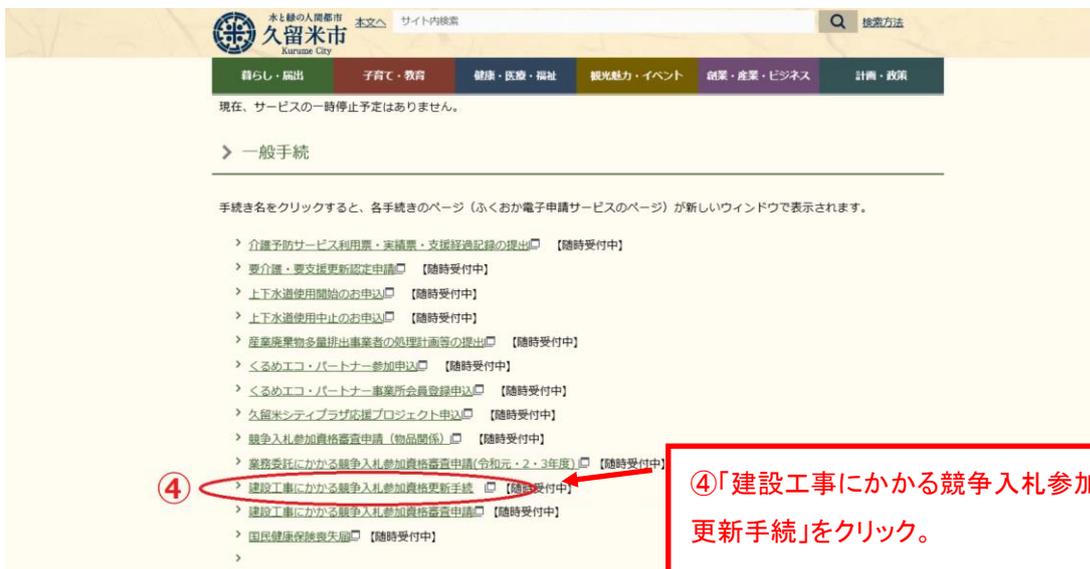
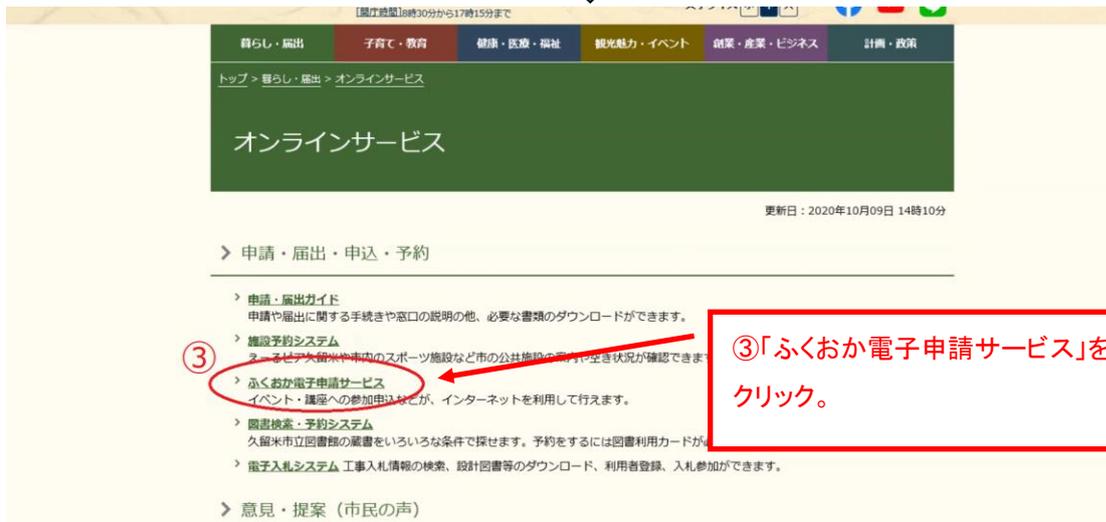
(3) 登録申請(前回申請)データの引用(P10～)

(2)の電子申請にあたって、(本社情報以外の)入札参加登録申請時の入力情報を引用したうえで、修正入力することも可能です。その場合、事前に以下の方法で前回申請したデータを作業されるPCデスクトップ上にダウンロードして下さい。

なお、データの引用が可能なのは、前回「ID」「パスワード」を入力して定期申請又は更新手続きをした方、もしくは前回申請後の申請到達通知(メール)の到達番号を記録されている方のいずれかとなります。

(1) システム・ログイン

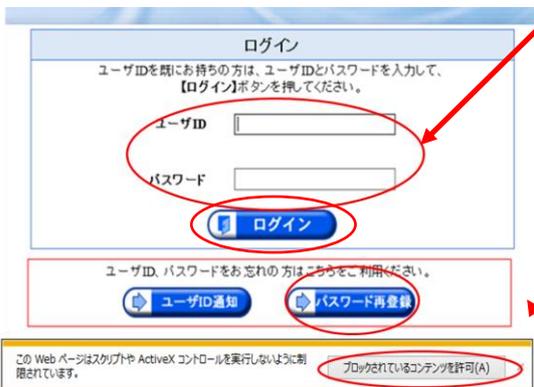
① パスワード設定済みの方





⑤電子申請(画面入力)をクリック

⑥「ユーザID」にホームページに掲載されている9桁の業者番号と「パスワード」を入力し、ログインします。



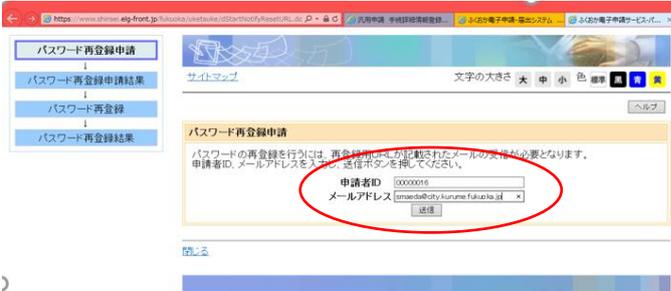
建設工事有資格者名簿(市内・準市内)

業種	業者番号	業者名	代表者職名
土木	020000790	〇〇工業(株)	代表取締役
土木	020000967	(株)〇×組	代表取締役
土木	018090708	(株)×××建設	代表取締役
土木	.	.	.

※お使いのパソコンの設定によっては、このような表示が出る場合があります。「ブロックされているコンテンツを許可」をクリックします。

⑦ 定期申請の際に変更されたパスワードを忘れた場合は、「パスワード再登録」からパスワードの再設定をして下さい。

(A) パスワード再登録

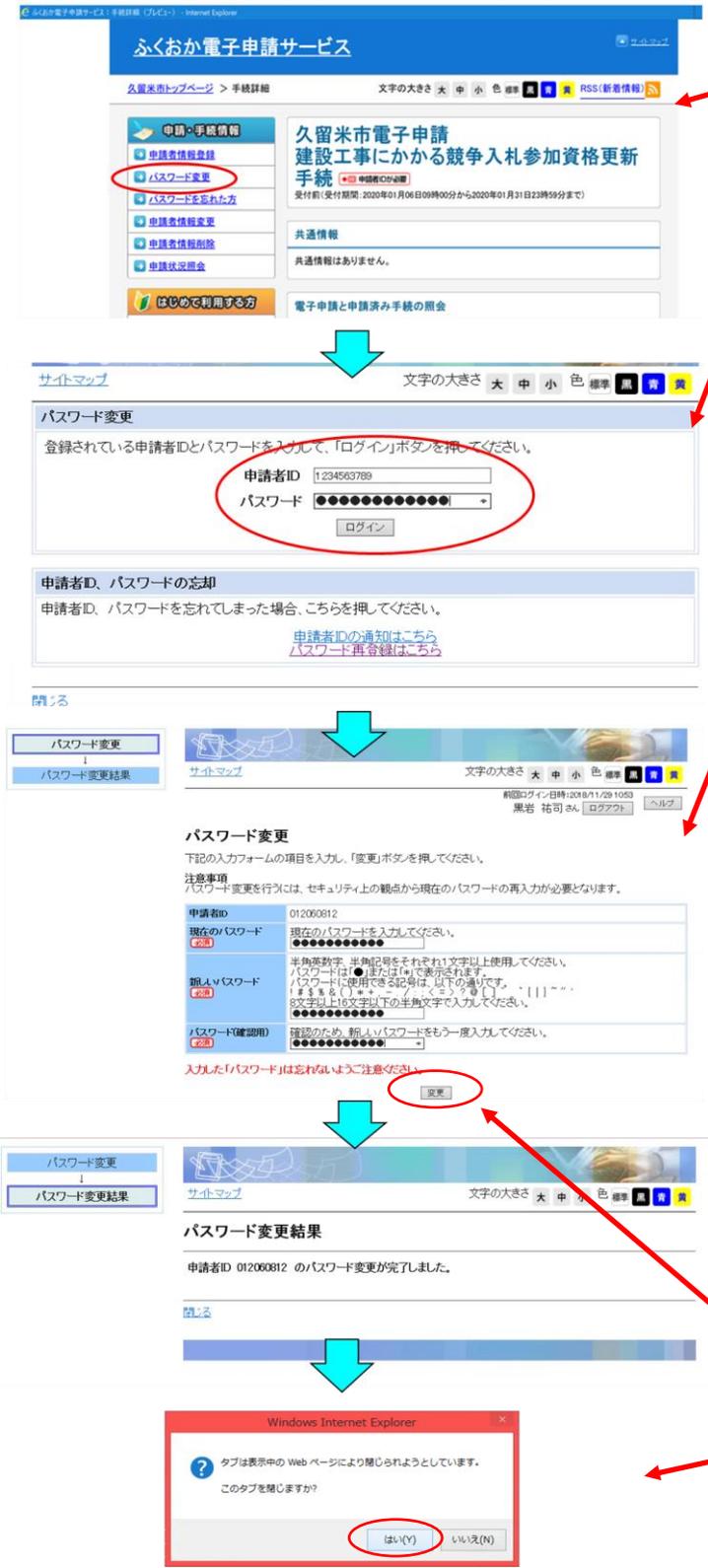


入札参加資格登録時に入力した本店のメールアドレスを入力します。

入力されたメールアドレスにパスワード再設定のメールが届きますので、画面の指示に従い操作を進めてください。

② パスワード未設定の方

(B) パスワード変更



P2の④までは同じ。
「パスワード変更」をクリックします。

「申請者ID」には、9桁の業者番号を入力。
「パスワード」には、「keiyaku2021@」(初期設定・全社共通)を入力し、「ログイン」をクリックします。

「現在のパスワード」に、「keiyaku2021@」を入力します。
次に、新しく設定するパスワードを、「新しいパスワード」「パスワード(確認)」両方に入力します。半角英数字、半角記号をそれぞれ1文字以上使用してください。

※「申請者ID」と「パスワード」は今後も使用します。大切に保管してください

「変更」をクリックします。

「はい」をクリックします。

(2) 電子申請

「申請者 ID」と「パスワード」を入力し、ログインをクリックします。

電子申請 1 ページ目

ボタンの説明

「戻る(申請を中止)」ボタン: 申請を途中でやめます。

※入力された内容は保存されず終了します。

※必要に応じて先に「一時保存」ボタンで保存を行ってください。

「一時保存」ボタン: 申請に入力した内容を一時保存します。

「一時保存読込」ボタン: 一時保存した申請を読み込みます。

入力注記

「*」…必ず入力しなければならない項目です。

「△」…他の入力内容に関連して入力しなければならない項目です。

(1) 申請者

入力項目	入力	説明
本社（主たる営業所）	*	現在の登録内容が表示されます。 内容に変更がある場合は、変更後の内容に修正の上、別途 変更届を提出してください。 ※入力の際の注意事項 ■商号又は名称 株式会社、有限会社等の表記は(株)、(有)等の略語表記で入力ください。「()」の表記は全角です。 フリガナは、株式会社等を省略し、社名のみ入力ください。 ・入力例 【正式名称】くらっば設計株式会社 【入力名称】くらっば設計(株) 【入力フリガナ】クルッパセッケイ
申請箇所	*	該当するものを選択して下さい。
申請箇所の所在地	*	該当するものを選択して下さい。
支社（委任先）	△	入札等（入札・見積、契約締結、代金の請求・受領）の権限を、代表取締役から支社・営業所等に委任する場合に入力して下さい。

「基本情報引用」ボタン: 入力した申請内容を別のページに反映します。

電子申請2ページ目

基本項目 経営・業種・主観点 必要書類一覧 郵送物貼付ラベル

戻る (申請を中止) 一時保存 一時保存続込

2. 経営事項審査の掲載項目及び希望業種

■入力する経営の審査基準日 令和 年 月 日 (申請日: 令和 年 月 日 時点で最新の経営) 社会保険加入状況 (「その他の審査項目 (社会性等)」)

(1) 雇用保険加入有無 * 選択 *印は入力または選択が必須の項目です。
 (2) 健康保険加入有無 * 選択 △印は申請内容により、入力または選択が必須となった項目です。
 (3) 厚生年金保険加入有無 * 選択

■希望業種 * 建設業の許可区分と有効期間 * P点 * 一級 * 二級 * その他 営業年数

1位 業種選択 選択 年 月 日まで 点 人 人 人 人 人 年
 2位 業種選択 選択 年 月 日まで 点 人 人 人 人 人 年
 3位 業種選択 選択 年 月 日まで 点 人 人 人 人 人 年
 ※2位以降は、希望される方のみ入力してください。

3. 主観点数調査 (申請日: 令和 年 月 日 基準) 【申請箇所が本店かつ久留米市内のみ】

(1) ISO等の取得状況について 認証・登録 有効期間 △

① ISO9000シリーズ △ 有り ○ 無し 選択 年 月 日まで P点
 ② ISO14000シリーズ △ 有り ○ 無し
 ③ エコアクション21 △ 有り ○ 無し 選択 年 月 日まで P点
 ※ISO14000シリーズ・エコアクション21はどちらか一方のみの加算となります。

(2) 防災協定締結組合への加入 △ 有り ○ 無し △ 組合名 対象の組合名を選択してください P点
 ※補助加入している場合は全ての組合名を選択してください 対象の組合名を選択してください

(3) 障害者雇用について △ 有り ○ 無し P点
 ※申請日現在、現に障害者を雇用していることが要件になります。

(4) 子育て支援・男女共同参画推進 △ 登録期間 福岡県の「子育て応援宣言」登録 △ 有り ○ 無し 選択 年 月 日まで P点

(5) 重要・建設機械保研について △ 有り ○ 無し 添付書類の金額 △ 千円 P点
 入力に用いた経営の審査基準日決定期間の償借対照表の本業種千円単位で入力してください。※個人事業主等が所管している貸付対照表(法人は様式第15号、個人は様式第18号)

(6) 消防団員の雇用等について

① 消防団員の雇用 △ 有り ○ 無し P点
 △ 認定期間
 ② 「久留米市消防団協力事業所」の認定 △ 有り ○ 無し 選択 年 月 日まで P点

■希望業種の点数 **入力結果反映** ボタンをクリックすると入力結果が反映されます)
 ※主観点は申請箇所が本店かつ久留米市内の方だけです。

業種名	客観点	主観点	総合点
●1位希望業種	点 +	点 =	点 ※ (注意) 実際の総合点は、左の総合点に工事成績評価点から業種別評価点を加えた点となります。
●2位希望業種	点 +	点 =	点
●3位希望業種	点 +	点 =	点

※入力には上記のタグで基本情報から必要書類のページまでです。他のページを入力するには、上端のタグで切り替えてください。

-2/3- 戻る (申請を中止) 一時保存 一時保存続込

(2) 経営事項審査の掲載項目及び希望業種

入力項目	入力	説明
経営の審査基準日	*	経営の結果通知書に記載された審査基準日を入力して下さい。
社会保険加入状況 「その他の審査項目 (社会性等)」	*	経営の「その他の審査項目 (社会性等)」の欄に記載された内容を選択して下さい。 「無」の場合で、現在は保険に加入している方は加入済みチェックし、別途加入証明書等の提出が必要です。詳細は申請要領を確認して下さい。
希望業種	*	入札参加を希望する業種を1~3位まで入力。 (1位は必須) して下さい。
建設業の許可区分と有効期間	*	希望する業種ごとに、建設業許可の区分 (特定・一般) と有効期限を入力して下さい。
P点、一級、講習受講、二級、その他、営業年数	*	経営の結果通知書の内容を入力して下さい。

(2) 経営事項審査の掲載項目及び希望業種

入力項目	入力	説明
経営の審査基準日	*	経営の結果通知書に記載された審査基準日を入力して下さい。
社会保険加入状況 「その他の審査項目 (社会性等)」	*	経営の「その他の審査項目 (社会性等)」の欄に記載された内容を選択して下さい。 「無」の場合で、現在は保険に加入している方は加入済みチェックし、別途加入証明書等の提出が必要です。詳細は申請要領を確認して下さい。
希望業種	*	入札参加を希望する業種を1~3位まで入力。 (1位は必須) して下さい。
建設業の許可区分と有効期間	*	希望する業種ごとに、建設業許可の区分 (特定・一般) と有効期限を入力して下さい。
P点、一級、講習受講、二級、その他、営業年数	*	経営の結果通知書の内容を入力して下さい。

「入力結果反映」ボタン

このページで入力した内容を一旦チェックします。

電子申請3ページ目

基本項目 経営・業種・主観点 必要書類一覧 郵送物貼付ラベル

戻る (申請を中止) 一時保存 一時保存続込

■必要な書類一覧

●印がある書類は別送(郵送)が必要です。書類の詳細は申請要領に記載しています。
※前画面の*は入力必須項目です。

提出前に封入漏れがないかチェックを入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	所定の印鑑を捺印(1/3)した申請書(1/3~2/3ページ)
<input checked="" type="checkbox"/>	必要な書類一覧(3/3ページ・このページ)
<input checked="" type="checkbox"/>	入力に用いた経営規模等評価結果通知書・総合評点通知書写し
<input type="checkbox"/>	ISO9000シリーズの登録証等の写し
<input type="checkbox"/>	ISO14000シリーズの登録証等の写し
<input type="checkbox"/>	エコアクション21の登録証等の写し

健康保険及び厚生年金保険に加入していることを証する書類の写し

■この申請に関する連絡担当者(行政書士の方が代理申請する場合は事務所情報)

*氏名
 *電話番号 *FAX番号
 ※数字の欄にはハイphenを入力してください。市外局番から入力してください。

※入力はこのページで終了です。他のページを入力するには、上端のタグで切り替えてください。
 ※入力全て完了したら「申請へ進む」ボタンをクリックしてください。

申請へ進む 戻る (申請を中止) 一時保存 一時保存続込

この申請に関する連絡担当者

入力項目	入力	説明
連絡担当者	*	この申請について、契約課からの問い合わせ等に回答できる担当者の連絡先を入力して下さい。 行政書士の方が代理で申請を行う場合には、事務所名とご担当者名、事務所連絡先を入力して下さい。

「申請へ進む」ボタン

申請内容の自動チェックが行われます。入力もれや不整合がある場合、修正をお願いするメッセージに沿って修正を行い、再度「申請へ進む」ボタンをクリックしてください。

チェックが完了し、一時保存を行うようメッセージが表示されるので、「一時保存」ボタンをクリックして申請内容をデスクトップ等に保存してください。後から保存場所を確認できるように、保存場所をメモしてください。

メールアドレスを2回入力し、「次へ」をクリックします。
 ※行政書士の方が代理申請される場合は、行政書士の方のメールアドレスを入力して下さい。

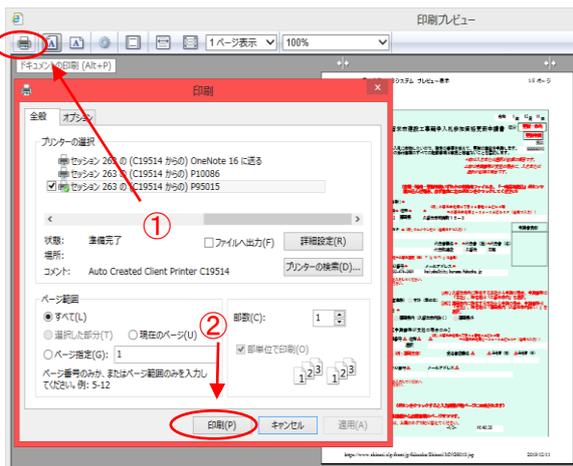
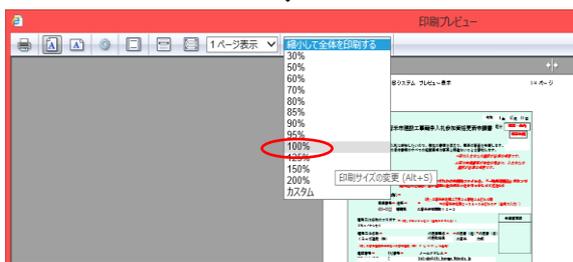
入力内容が表示されます。
 ※入力不要で入力時には非表示だった項目も表示されます。
 スクロールさせながら入力内容を確認します。
 誤りがあった場合は、画面下端の「戻る」ボタンをクリックし修正してください。誤りがなかった場合は「印刷用表示」をクリックします。

【注意】 お使いのパソコンの設定によっては、次のメッセージが表示される場合があります。メッセージが表示されない場合は、そのまま【更新届出書の印刷】(P8～)に進んでください。

「一度のみ許可」をクリックしてください。

「キャンセル」をクリックしてください。P8の印刷用画面が表示されます。
 ※万一、誤って「再試行」をクリックした場合、申請画面が閉じます。その場合、一時保存読込(P11)で直前に保存された申請内容を読み込みます。

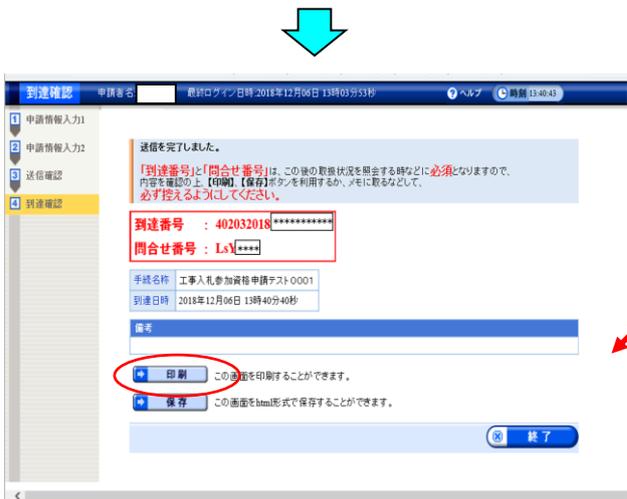
【更新届出書の印刷】



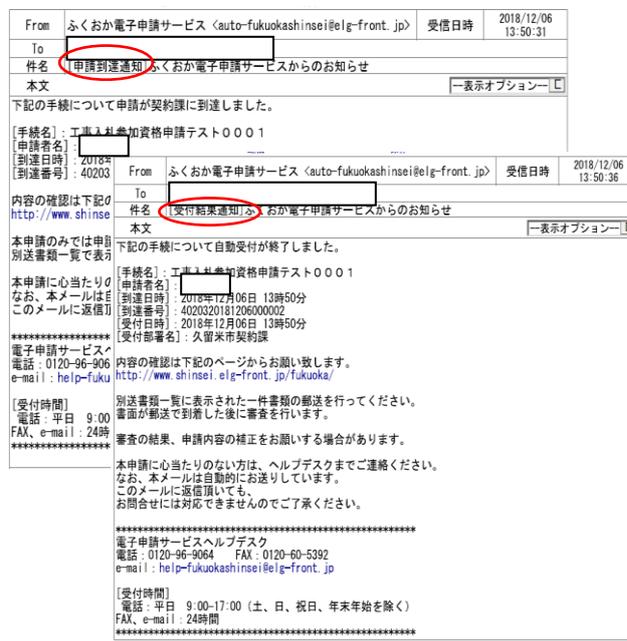


- ※ 訂正する必要がある場合は、「戻る」ボタンで戻ります。
- ※ 申請データと申請書(郵送)が異なる場合、申請データの内容で受け付けることがあります。

- 「送信」ボタンをクリックします。
- ※ 「送信」ボタンは一度しかクリックしないようにお願いします。
 - ※ 誤って申請された場合、必ず取り下げ後に再度申請して下さい。取り下げ方法は、ヘルプデスク(0120-96-9064 受付時間 9:00~17:00(土日祝日を除く)へお問い合わせください。)
 - ※ 複数回申請された場合、送付された申請書の内容に関わらず、最新の申請内容(データ)で受け付けることがあります。



- 「到達番号」と「問い合わせ番号」が表示されるので、印刷します。修正や申請状態の確認に必要となります。
- ※印刷後、「終了」ボタンで終了します。



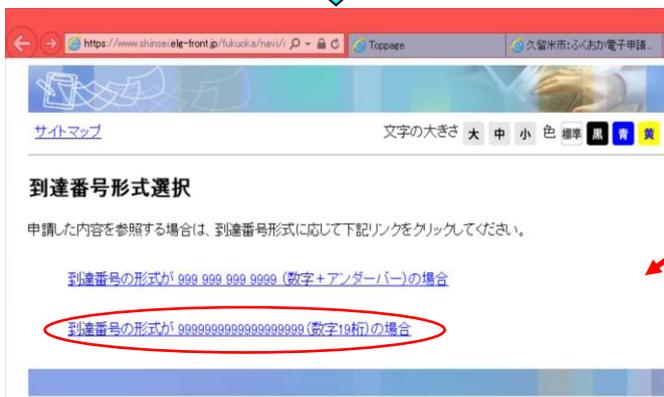
- 数分後に「申請到達」と「自動受付」をお知らせするメールが届きます。
- ※メールが届かない場合は、メールアドレスを誤って入力した可能性がありますので、契約課工事チーム(0942-30-9171)へお問い合わせください。

(3) 登録申請（前回申請）データの引用

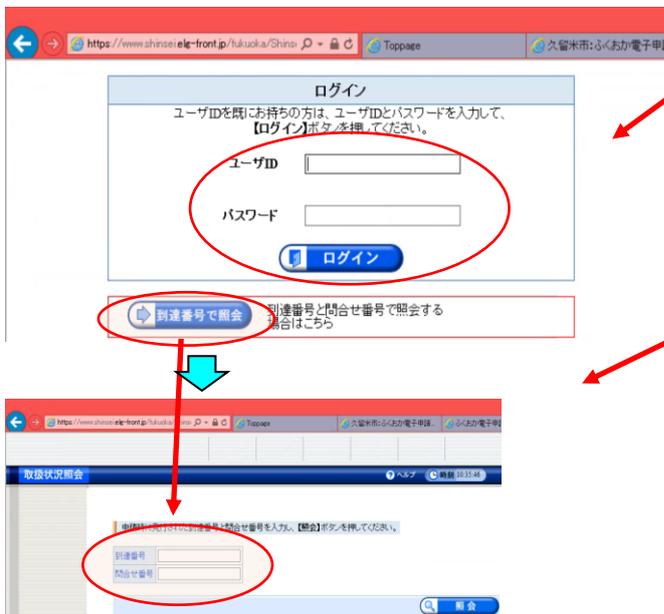


※前回申請送信直前に一時保存したデータは審査の過程で変更になっている場合があるので、使用せず、必ず下記の手順で最新のファイルを取得してください。

「申請状況照会」をクリックします。



「到達番号の形式が(数字 19 桁)の場合」をクリックします。



ア) 入札参加申請時に、パスワードを設定された方は、「ID」「パスワード」でログインします。

又は

イ) 前回申請後の申請到達通知(メール)を保存又は内容を記録されている方は、「到達番号で照会」をクリックします。次に、到達番号、問合せ番号を入力します。

※到達番号、問合せ番号は、久留米市及びヘルプデスクでお調べする事は出来ません。

詳細をクリック
 ※10 ページで(ア)ID とパスワードを入力してログインした場合のみ表示されます。
 ※申請が複数ある場合、到達日時が 2020 年中のものを選択してください。

「申請書類一覧」をクリックします。

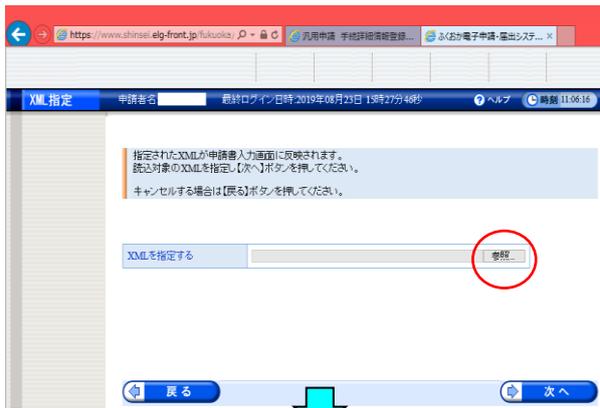
「取得」をクリックします。

「保存」をクリックして、xml ファイルをデスクトップ等に保存します。

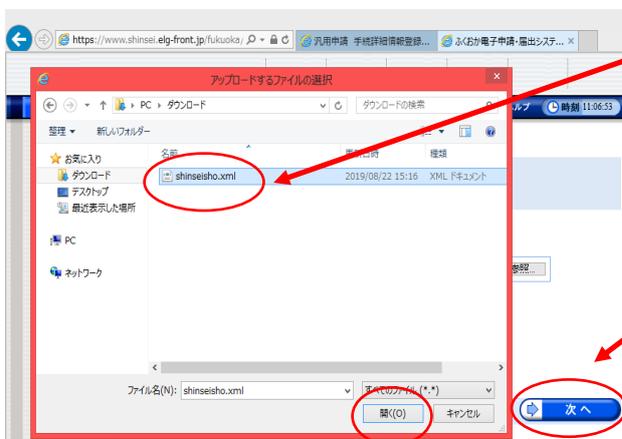
【一時保存読込】

保存した xml ファイルを電子申請システムに読み込みます。再度ログイン（5ページ参照）し、以下の手順に進んでください。

「一時保存読込」をクリックします。

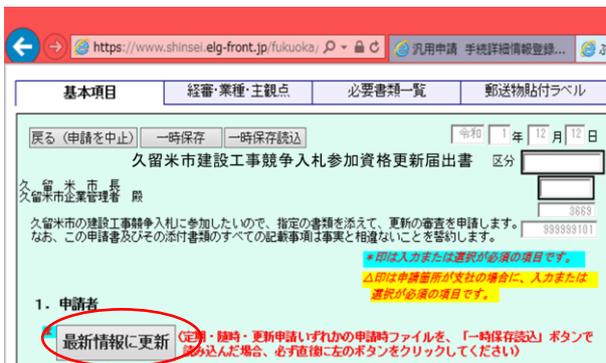


「参照」をクリックします。



保存した xml ファイルをクリックします。

「開く」の後、「次へ」をクリックします。



「最新情報に更新」をクリックします。
 ※ 「本社情報(商号、住所、本社連絡先)」を、登録申請後に変更された場合、この操作を行うことで、変更後の内容が反映されます。
 ※ 本社情報以外の変更届は反映されないので必要に応じて修正してください。